

## VI. 台湾

### <要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会構造               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総人口：2,355 万人（世界第 55 位、2016 年 IMF 推計）</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済環境               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人当たり GDP：22,044 ドル（世界第 37 位、2016 年 IMF 推計）</li> <li>・ 実質 GDP 成長率：1.0%（2016 年 IMF 推計）</li> <li>・ 1 台湾元=3.63 円（2016 年 12 月末）</li> </ul> </li> </ul>	
2. 金融制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○銀行等の業態分類（機関数、総資産シェア、根拠法）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業銀行（39、77%、銀行法）</li> <li>・ 外国銀行（30、外国銀行 5%、中国大陸地域在台支店 3%、銀行法）</li> <li>・ 信用合作社（23、1%、信用合作社法）</li> <li>・ 農会・漁会信用部（306、4%、農業金融法）</li> <li>・ 中華郵政貯金事業（1、11%、郵便貯金法）</li> </ul> </li> <li>○監督官庁               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融監督管理委員会（FSC）を中心に、金融機関の監督・監査業務の他、金融政策の策定も行っている。</li> </ul> </li> <li>○預金保険制度：               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険法に基づき 300 万台湾元まで保証される。</li> </ul> </li> <li>○金融税制               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預貯金利子：10%（源泉分離課税）</li> <li>・ 郵便貯金の通常貯金口座の利子：非課税</li> <li>・ キャピタルゲイン：非課税（2016 年 1 月以降）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口が減少傾向にある台湾であるが、39 行と多くの商業銀行が競争している。</li> <li>○政府はアジアに通用する競争力のある大手銀行を数行育成するため、銀行間の合併再編を推し進めている。</li> <li>○2013 年 1 月よりバーゼルⅢ自己資本規制を導入し、2019 年までに段階的移行期間を経て、リスクアセットに対する自己資本比率 Tier1 が 8.5%以上、総自己資本比率 10.5%以上が求められる。</li> <li>○金融機関への預金に対する利子については、27 万台湾元を限度とする利子額の所得控除がある（通常貯金口座利子を除く）</li> <li>○2015 年に所得税法が改正され、2016 年 1 月からキャピタルゲイン課税は廃止された。</li> </ul>

<p>3. 中華郵政貯金事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台湾政府（交通部）100%出資の株式会社</li> </ul> </li> <li>○金融サービス提供の形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局窓口を通じて提供する金融サービス（貯蓄預金、送金業務及び簡易保険業務、郵便年金等）</li> <li>・郵便局に設置されている専用ATM</li> <li>・インターネット・バンキング（ATMカードのデータを読み取る端末が別途必要）</li> </ul> </li> <li>○顧客基盤・預金残高（2015年12月末） <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金残高は5.7兆台湾元。</li> <li>・顧客基盤は個人。預金全体の9割超を占めている。</li> <li>・口座数は3,527万口座。内、79%が普通預金口座、17%が定期預金口座、5%が振替口座。</li> </ul> </li> <li>○主な商品・サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金、生命保険、小口貸付（預金額の90%まで）、住宅ローン等を提供。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預金機関全体の預金残高36.5兆台湾元の内、中華郵政貯金事業は全体の15%に相当する5.7兆台湾元を占めている（2015年12月末）。</li> <li>○中華郵政の事業収入の内、保険料収入が47%、利子収入が33%を占めている。</li> </ul>
<p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中華郵政貯金事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内最大のリテール金融機関。</li> <li>・預金残高は国内銀行最大手の台湾銀行の2.4倍相当。</li> <li>・郵便局数も国内銀行全体（3,459支店）の4割程度の1,324局を有し、368自治体中の365に郵便局を配置。</li> <li>・国内銀行に比べ、預入金利は低い傾向にある。</li> </ul> </li> <li>○信用合作社 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の信用金庫、信用組合に相当する協同組織の金融機関。</li> <li>・具体的な時期は明示されていないが、台湾政府は信用合作社をすべて閉鎖、或いは商業銀行等に吸収させる考え。</li> <li>・2014年12月末の合作社数は23社、支店数は253支店と、1997年（64社、505支店）に比べて大幅に減少。</li> </ul> </li> <li>○農会・漁会信用部 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農会信用部は農業、漁会信用部は漁業と、特定の職域に所属している組合員に対し小口融資を行っている。</li> <li>・2015年12月末の農会・漁会信用部数は計309、支店数は865である。農村部や漁村地域では重要な金融チ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中華郵政貯金事業の存在感（支店数、預入残高）が他を大きく上回っている。</li> <li>○民間銀行からの批判（民業圧迫等）が少ないことから、今後も国営事業体として運営される公算が大きい</li> <li>○信用合作社のリテール金融に占める存在感は低下基調。</li> </ul>

	<p>チャンネルとなっている。</p>	
<p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○中国本土との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2010 年より、台湾の銀行は中国本土における銀行業務が解禁され、上海や中国南部を中心に、台湾企業が進出している地域で展開し始めている。</li> <li>• 2013 年 2 月、中台間では台湾ドルと人民元の直接取引が始まり、ヒト、モノに比べて遅れていたカネの交流も深まっている。</li> <li>• 2016 年 1 月末、人民元預金残高は 2,737 億人民元に達した。これは台湾の外貨預金の約 3 割にあたる。また、当該預金残高は、シンガポールにおける人民元預金残高を上回っている。</li> </ul> <p>○中華郵政貯金事業の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民業圧迫との批判は少なく、今後も国営事業体として運営される見通し。</li> <li>• 郵便局の効率的な配置を促進するため、利用者が少なく、局員も 1-2 名の郵便局を閉鎖する方針と報道されている。</li> </ul>	<p>○中長期的な人口減少により台湾市場の成長が困難と予測される中、台湾の金融機関による中国市場への事業進出は今後更に進む見通しである。</p> <p>○2013 年 3 月、台湾政府は、台湾の銀行が人民元ベースの預金サービスを提供することを許可。中華郵政においても、中国本土との経済的な結びつきが強まっていることを受け、人民元ベースでの預金受け入れに向けて政府への働きかけを行っていると考えられている。</p>